

7. 文部省担当部門

学校教育（国立大）(8210-01)

1. 概念・定義及び範囲

学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園」、同法第82条の2に定める「専修学校」及び同法第83条に定める「各種学校」で、日本標準産業分類の小分類911～917のうち、国・地方公共団体が設置する学校の活動を範囲とする。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療、学校研究機関に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	学校基本調査報告書	55・56	文部省	54・55会計年度
2	地方教育費の調査報告書	54・55	〃	55年度は中間報告
3	日本学校安全会業務資料	55	日本学校安全会	
4	決算	55	大蔵省	
5	財政金融統計月報（行政財産統計）	No. 358	〃	
6	法人企業投資実績調査	49	経済企画庁	
7	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
8	地方財政の状況	57	自治省	55年度
9	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 国立学校（附置研究所・附属病院を除く）：55年度
 経常経費＝消費的支出＋図書購入費＋共済組合負担金－
 学校安全会共済掛金

② 公立学校（附置研究所・附属病院を除く）：55年度
 経常経費＝消費的支出＋図書購入費－給食費－奨学費－
 恩給費－学校安全会共済掛金

③ 資本減耗引当＝国・公立学校建物延面積×評価額
 (63,001円/m²)×減価償却率(0.0560)

④ 年度・暦年転換率＝ $\frac{54年度消費的支出(国・公立)}{55年度 同上(同$

$\frac{学校}{上}) \times 0.25] + 0.75 = 0.9807$

$$\text{生産額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

資料：1, 2, 3, 4, 5, 6

(2) 投入額

① 資料1, 2, 4による費目別の経費を投入内訳の大枠とする。

② ①を資料7, 8, 9を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

① 国立学校：55年度収入＝授業料＋入学金・検定料

② 公立大学・短期大学：55年度収入＝授業料＋入学金・検定料

③ 公立学校（大学・短期大学を除く）：55年度収入＝
 授業料＋入学金＋検定料＋その他の手数料

④ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{家計消費支出} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

$$\text{中央政府消費支出} = \text{国立学校の生産額} - (\text{①} \times \text{④})$$

$$\text{地方政府消費支出} = \text{公立学校の生産額} - [(\text{②} + \text{③}) \times$$

④]

資料：1, 2

学校教育（私立）(8210-02)

1. 概念・定義及び範囲

学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園」、同法第82条の2に定める「専修学校」及び同法第83条に定める「各種学校」で、日本標準産業分類の小分類911～917のうち、私立学校法第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項に規定する法人並びに盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校又は各種学校を設置するその他の法人及び個人が設置する学校の活動を範囲とする。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療、学校研究機関に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	私立学校の財務状況に関する調査報告書	54・55	文部省	
2	日本学校安全会業務資料	55	日本学校会 安全会	
3	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
4	地方財政の状況	57	自治省	55年度
5	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

私立学校（附置研究所・附属病院を除く）

- ① 55年度経常経費＝消費的支出＋図書購入費－奨学金
- ② 55年度学校安全会共済掛金＝加入者数×掛金単価
- ③ 資本減耗引当＝54年度末有形固定資産残高×減価償却率（0.0473）

$$\text{④ 年度・暦年転換率} = \left[\frac{\text{54年度消費的支出}}{\text{55年度 同上}} \times 0.25 \right]$$

$$+ 0.75 = 0.9743$$

$$\text{生産額} = (\text{①} - \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

資料：1, 2

(2) 投入額

- ① 資料1による費目別の経費を投入内訳の大枠とする。
- ② ①を資料3, 4, 5を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

- ① 私立学校：55年度収入＝学生生徒納付金（「その他」除く）＋手数料

- ② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{家計消費支出} = \text{①} \times \text{②}$$

$$\text{対家計民間非常利団体消費支出} = \text{生産額} - \text{家計消費支出}$$

資料：1

自然科学・学校研究機関（国立大）（8210-03）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国公立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験、研究を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	学校基本調査報告書	55	文部省	
2	科学技術研究調査報告	55・56	総理府統計局	54, 55年度
3	財政金融統計月報（行政財産統計）	No. 358	大蔵省	
4	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
5	法人企業間接費調査報告	50	〃	
6	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

- ① 国立大学附置研究所・共同利用機関：55年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

- ② 公立大学附置研究所：55年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

- ③ 資本減耗引当＝国・公立大学附置研究所建物延面積×評価額（63,001円/m²）×減価償却率（0.0560）

- ④ 年度・暦年転換率＝ $\left[\frac{\text{54年度研究費（自然科学・人文学科）}}{\text{55年度 同上}} \times 0.25 \right] + 0.75$

$$\text{同} = 0.9765$$

$$\text{生産額} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

資料：1, 2, 3

(2) 投入額

- ① 生産額を資料2により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

- ② ①を資料4, 6を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

- ① 国立大学附置研究所・共同利用機関：55年度受入研究費（内部使用分）＝民間（大学、学術研究機関を除く）＋外国

- ② 公立大学附置研究所：55年度受入研究費（内部使用分）＝民間（大学、学術研究機関を除く）＋外国

- ③ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{内生部門} = (\text{①の民間} + \text{②の民間}) \times \text{③}$$

各部門への産出配分は、資料5により大枠を決定し、資料6の産出額の構成比を用いて細分割した。

輸出(特殊貿易) = (①の外国 + ②の外国) × ③

中央政府消費支出 = 国立学校研究機関の生産額 - (① × ③)

地方政府消費支出 = 公立学校研究機関の生産額 - (② × ③)

資料: 2, 5, 6

人文科学・学校研究機関(国立大)(8210-04)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に関する研究を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	学校基本調査報告書	55	文部省	
2	科学技術研究調査報告	55・56	総理府統計局	54, 55年度
3	財政金融統計月報(行政財産統計)	No. 358	大蔵省	
4	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画表	
5	法人企業間接費調査報告	50	"	
6	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学・学校研究機関(国公立)」と同じである。

(2) 投入額

① 生産額を資料2により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料4, 6を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関(国公立)」と同じである。

自然科学・学校研究機関(私立)(8210-05)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験・研究を行う活動とする。

2. 推定資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告	55・56	総理府統計局	54, 55年度
2	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
3	法人企業間接費調査報告	50	"	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

私立大学附置研究所

① 55年度研究費 = 内部使用研究費 - 有形固定資産購入費

② 資本減耗引当 = 「8210-02学校教育(私立)」に同じ。(学校種類別の按分後の数値)

③ 年度・暦年転換率 = $\frac{54年度研究費(自然科学・人文科学)}{55年度 同上(同)}$

$\frac{54年度研究費(自然科学・人文科学)}{55年度 同上(同)} \times 0.25] + 0.75 = 0.9934$

生産額 = (① + ②) × ③

資料: 1

(2) 投入額

① 生産額を資料1により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料2, 4を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

① 私立大学附置研究所: 55年度受入研究費(内部使用分) = 民間(大学, 学術研究機関を除く) + 外国

② 年度・暦年転換率(生産額推計と同じ)

内生部門 = (①の民間) × ②

各部門への産出配分は、資料3により大枠を決定し、資料4の産出額の構成比を用いて細分割した。

輸出(特殊貿易) = (①の外国) × 2

対家計民間非営利団体消費支出 = 私立学校研究機関の生産額 - (① × ②)

資料: 1, 3, 4

人文科学・学校研究機関(私立)(8210-06)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に

関する研究を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告	55・56	総理府統計局	54, 55年度
2	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
3	法人企業間接費調査報告	50	"	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学・学校研究機関（私立）」と同じである。

(2) 投入額

① 生産額を資料1により、人件費、原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料2, 4を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関（私立）」と同じである。

自家教育 (8211-00 P)

1. 概念・定義及び範囲

企業が、従業員を対象として、その業務に必要な専門的技能又は、一般的知識・教養を授けるため、企業内で集团的、組織的に行う教育訓練活動とする。ただし、企業に附属する専門的教育訓練施設は、「その他の教育訓練機関（産業）」に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	労働者福祉施設制度等調査	55	労働省	
2	毎月勤労統計報告	55	"	55年12月
3	法人企業間接費調査報告	50	経済企画庁	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 労働者1人当たり1カ月平均教育訓練費（55年1～12月の平均、委託を含む）

② 労働者数（55年12月現在）

③ 教育訓練費額に占める自社実施の割合

④ 教育訓練費の自社実施に占める講師謝金を除いた額の割合

$$\text{生産額} = \text{①} \times 12 \text{カ月} \times \text{②} \times \text{③} \times \text{④}$$

資料：1, 2, 3

(注) 本部門は仮設部門であるため、付加価値である講師謝金を自社実施教育訓練費から差し引くこととした。その割合は、自社実施教育訓練費の30%と見込んだ。

(2) 投入額

生産額を資料4の投入額の構成比を用いて分割し各部門への投入額を推計した。

(3) 産出額

① 資料3により業種を選別し、産出部門の大枠を決定した。

② ①の業種別の労働者数（資料2）×労働者1人1カ月平均教育訓練費（資料1）×12カ月＝教育訓練費総額

③ ②×自社実施教育訓練費の割合（資料3）＝各部門の産出額

④ ③を資料4の産出額の構成比を用いて細分割した。

社会教育（国公立）(8212-11)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、国・地方公共団体が設置する社会教育施設で、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり、主として一般公衆に対して行う講座の開設、集会の開催、生活の科学化の指導等とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方教育費の調査報告書	54・55	文部省	55年は中間報告
2	社会教育調査報告書	56	"	
3	文部省業務資料（社会教育局）		"	
4	国会図書館業務資料		国会図書館	
5	決算	55	大蔵省	
6	財政金融統計月報（行政財産統計）	No. 346	"	
7	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
8	法人企業投資実績調査		"	
9	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 国立施設（国会図書館、博物館、美術館、青年の家、少年自然の家、婦人教育会館）：55年度経常経費＝施設の歳出決算額－施設整備費

② 公立施設（「社会教育調査」の範囲の施設）：55年度消費的支出

③ 資本減耗引当＝国・公立施設建物延面積×評価額（69,653円/m²）×減価償却率（0.0560）

④ 年度・暦年転換率＝ $\left[\frac{54年度消費的支出（国・公立施設）}{55年度 同上} \times 0.25 \right] + 0.75 = 0.9619$

生産額＝（①＋②＋③）×④

資料：1, 2, 3, 4, 5, 6

(2) 投入額

① 生産額を資料1により、人件費・旅費、その他の消費的支出及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料7, 9を用いて細分割し各部門への投入額を推計した。

(2) 産出額

① 国立施設：55年度入場料収入

② 公立施設：55年度入場料収入

③ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

家計消費支出＝（①＋②）×③

中央政府消費支出＝国立施設の生産額－（①×③）

地方政府消費支出＝公立施設の生産額－（②×③）

資料：1, 5

社会教育（非営利）（8212-12）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設で、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり、主として一般公衆に対して行う講座の開催、集会の開催、生活の科学化の指導等とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	社会教育調査報告書	56	文部省	
2	地方教育費の調査報告書	50・54 55	〃	
3	文部省業務資料（社会教育局）	55	〃	55年12月1日
4	民間非営利団体実態調査	57	経済企業庁	55年度
5	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

(i) 私立施設（「社会教育調査」の範囲の施設）

① 55年度経常経費（人件費を除く）＝50年度経常経費（人件費を除く）× $\left[\frac{\text{公立施設の人件費を除く消費的支出（54年度）}}{\text{同上（50年度）}} \times \left[\frac{\text{公立施設の1施設当たり人件費を除く消費的支出（55年度）}}{\text{同上（54年度）}} \right] \right]$

② 55年度人件費＝公立施設の職員1人当たり給与（年額）×私立施設の専任職員数

③ 資本減耗引当＝ $\left[\frac{\text{国・公立施設の資本減耗引当}}{\text{同上の消費的支出}} \right] \times (\text{①} + \text{②})$
経費＝①＋②＋③

(ii) 社会通信教育（文部省認定団体分）：55年度経費（入学金・受講料収入）＝（入学金＋受講料）×55年度入学者数

(iii) 年度・暦年転換率＝0.9619（「社会教育（国公立）」の④と同じ）

生産額＝〔(i)＋(ii)〕×(iii)

資料：1, 2, 3, 5

(2) 投入額

生産額を資料5の投入額の構成比を用いて分割し各部門の投入額を推計した。

(3) 産出額

① 私立施設：55年度入場料収入

② 社会通信教育（文部省認定団体分）：55年度受講料、入学金

③ 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

家計消費支出＝（①＋②）×③

対家計民間非営利団体消費支出＝生産額－〔(①＋②)

×③]

資料：3, 4

その他の教育訓練機関（国公立）（8212-21）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」の活動のうち、国・地方公立団体が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	決算	54, 55	大蔵省	
2	事業所統計調査報告書	53	総理府統計局	
3	行政機関組織	55	人事院	55年7月1日
4	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
5	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

(i) 国立施設（「事業所統計調査」の範囲の施設）

① 55年度経常経費＝国立施設（サンプル）の職員1人当たり経常経費×資料2による「その他教育施設（国立）」の従業員数

② 資本減耗引当＝ $\left[\frac{\text{国立学校(計)の資本減耗引当}}{\text{同上の経常経費}} \right]$

×①

経費＝①＋②

(ii) 公立施設（「事業所統計調査」の範囲の施設）

① 55年度経常経費＝ $\left[\frac{\text{55年度の国立の職員1人当たりの経常経費}}{\text{50年度 同 同}} \right]$

× 50年度の公立施設の職員1人当たりの経常経費 × 資料2による「その他教育施設（公立）」の従業員数

② 資本減耗引当＝ $\left[\frac{\text{公立学校(計)の資本減耗引当}}{\text{同上の経常経費}} \right]$

×①

経費＝①＋②

(iii) 年度・暦年転換率＝ $\left[\frac{\text{54年度国立施設の経常経費}}{\text{55年度 同 上}} \right]$ ×

0.25] + 0.75 = 0.9811

生産額＝[(i) + (ii)] × (iii)

資料：1, 2, 3

(2) 投入額

生産額を資料4, 5を用いて分割し各部門の投入額を推計した。

(3) 産出額

① 国立施設：55年度授業料，入学検定料

（公立施設：授業料等徴収せず）

② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

家計消費支出＝①×②

中央政府消費支出＝国立施設の生産額－（①×②）

地方政府消費支出＝公立施設の生産額

資料：1

その他の教育訓練機関（産業）（8212-22）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」の活動のうち、法人・団体及び個人が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告書	53, 56	総理府統計局	
2	毎月勤労統計年報	56	労働省	
3	サービス業投入実態調査	50	経済企画庁	
4	法人企業間接費調査報告	50	"	
5	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

民営施設（「事業所統計調査」の範囲の施設）

① 55年度従業員数は資料1による「その他の教育施設（民営）」の従業員数の年平均伸び率により推計

② 55年度従業員1人当たり売上高＝資料3による従業員1人当たり売上高×資料2による50年から55年までの従業員1人当たりの賃金の伸び率

③ 年度・暦年転換率＝0.9811（「その他の教育訓練機関（国公立）」の(iii)と同じ）

生産額＝①×②×③

資料：1, 2, 3

(2) 投入額

生産額を資料5の投入額の構成比を用いて分割し各部門の投入額を推計した。

(3) 産出額

① 民営施設：昭和55年度における企業からの受託教育訓練費

② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

$$\text{内生部門} = \text{①} \times \text{②}$$

各部門への産出配分は、資料5の産出額の構成比を用いて細分割した。

$$\text{家計消費支出} = \text{生産額} - (\text{①} \times \text{②})$$

資料：4

自然科学研究機関（国公立）（8213-11）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う自然科学に関する実験、研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告書	55, 56	総理府統計局	54, 55年度
2	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	
3	法人企業間接費調査報告	50	経済企画庁	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

(i) 国営研究機関（「科学技術研究調査」の範囲の機関）

① 55年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

$$\text{② 資本減耗引当} = \left[\frac{\text{自然科学・学校研究機関(国立)}}{\text{同上}} \right] \times \text{①}$$

$$\text{の資本減耗引当} \\ \text{の経常経費} \times \text{①}$$

$$\text{経費} = \text{①} + \text{②}$$

(ii) 公営研究機関（「科学技術研究調査」の範囲の機関）

① 55年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

$$\text{② 資本減耗引当} = \left[\frac{\text{自然科学・学校研究機関(公立)}}{\text{同上}} \right]$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{の資本減耗引当} \\ \text{の経常経費} \end{array} \right] \times \text{①}$$

$$\text{経費} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{(iii) 年度・暦年転換率} = \left[\frac{\text{54年度研究費(自然科学・人文科学, 国公営)}}{\text{55年度 同上(同上)}} \right] \times 0.25 + 0.75 = 0.9668$$

$$\text{生産額} = [(\text{i}) + (\text{ii})] \times \text{(iii)}$$

$$\text{資料：1}$$

(2) 投入額

「自然科学・学校研究機関(国公立)」と同じである。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関(国公立)」と同じである。

人文科学研究機関（国公立）（8213-12）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告書	55, 56	総理府統計局	54, 55年度
2	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55	経済企画庁	人文科学研究機関関係費
3	法人企業間接費調査	50	〃	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学研究機関（国公立）」と同じである。ただし、資本減耗引当は「人文科学・学校研究機関」について算定した。

(2) 投入額

「人文科学・学校研究機関（国公立）」と同じである。

(3) 産出額

「自然科学・学校研究機関（国公立）」と同じである。

自然科学研究機関（産業）（8213-21）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人の

学術研究機関が行う自然科学に関する実験，研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告書	55, 56	総理府統計局	54, 55年度
2	決算	55	大蔵省	
3	法人企業間接費調査報告	50	経済企画庁	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

民営研究機関，特殊法人研究機関(事業団を除く)，会社組織研究機関〔科学技術研究調査〕の範囲の機関)

① 55年度研究費＝内部使用研究費－有形固定資産購入費

② 資本減耗引当＝ $\left\{ \frac{\text{科学技術研究調査による「会社等」}}{\text{同上}} \right.$

$\left. \frac{\text{の有形固定資産減価償却費}}{\text{の研究費（社内使用研究費－有形固定資産購入費）}} \right\} \times$

①＝0.0988×①

③ 経常補助金＝研究機関への国庫補助金額

④ 営業利益高＝「0」とみなす。

⑤ 年度・暦年転換率＝ $\left\{ \frac{54年度研究費（自然科学・人文科学）}{55年度 同上（同上）} \right.$

$\left. \times 0.25 \right\} + 0.75 = 0.9749$

生産額＝(①+②-③+④)×5

資料：1, 2

(2) 投入額

① 生産額を資料1により，人件費，原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料4の投入額の構成比を用いて細分割し各部門の投入額を推計した。

(3) 産出額

① 民営研究機関・特殊法人研究機関：昭和55年度における外国からの受入研究費（内部使用分）

② 年度・暦年転換率（生産額推計と同じ）

内生部門＝生産額－(①×②)

各部門への産出配分は，資料3により大枠を決定し，

資料4の産出額の構成比を用いて細分割した。

輸出（特殊貿易）＝①×②

資料：1, 3, 4

人文科学研究機関（産業）(8213-22)

1 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち，民法第34条の法人，その他の法人・団体及び個人の学術研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告	55, 56	総理府統計局	54, 55年度
2	決算	55	大蔵省	
3	法人企業間接費調査報告	50	経済企画庁	
4	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「自然科学研究機関（産業）」と同じである。

(2) 投入額

① 生産額を資料1により，人件費，原材料・その他及び資本減耗引当の大枠に分割する。

② ①を資料4の投入額の構成比を用いて細分割し推計した。

(3) 産出額

「自然科学研究機関（産業）」と同じである。

自家研究（8214-00P）

1. 概念・定義及び範囲

企業が，製品の開発，改良等を図るために行う社内研究活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	科学技術研究調査報告	55, 56	総理府統計局	54, 55年度
2	産業連関表	50	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

① 55年度社内使用研究費＝原材料費＋その他の経費

② 年度・暦年転換率＝ $\left\{ \frac{54年度研究費（原材料費＋その他の経費）}{55年度 同上（同上）} \right.$

$\left. \times 0.25 \right\} + 0.75 = 0.9598$

(2) 投入額

資料2の投入額の構成比を用いて各部門の投入額を推計した。

(3) 産出額

生産額を資料1により製品分野別社内使用研究費の構成比を用いて分割したあと、更に資料2の産出額の構成比を用いて細分割し、各部門への産出額を推計した。

8. 厚生省担当部門

衛生材料 (2390-60)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類2098繊維製衛生材料製造業に相当する範囲とし、繊維製衛生材料を生産する活動とする。

なお、紙製衛生材料は2720-30紙製品に含める。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表(品目編・産業編)	55年	通商産業省	CT
2	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
3	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1より製品の生産額及び半製品・仕掛品の在庫増減額を求めて生産額とした。

イ 投入額

資料2における原価費目構成を資料3を参考にして、各部門に分割した。

ウ 産出額

半製品・仕掛品の在庫増分は半製品・仕掛品在庫純増へ産出し、その他は、資料3を参考に、投入側の需要により産出した。

医薬品 (3191-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類266医薬品製造業に相当する範囲とし、医薬品及び公衆衛生用薬品の生産活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	薬事工業生産動態統計年報	55年	厚生省	CT,O
2	動物用医薬品・医薬部外品生産(輸入)販売高年報	〃	農林水産省	CT
3	工業統計表(産業編)	〃	通商産業省	CT,I
4	医薬品製造業投入実態調査	〃	厚生省	I
5	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
6	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1, 2より、製品の生産額を求め、これに資料3より求めた半製品・仕掛品の在庫増減額を加えたものを生産額とした。

イ 投入額

資料3, 4, 5, 6により推計した。

ウ 産出額

資料1より、医療用医薬品とその他の医薬品(一般用医薬品, 配置用家庭薬)とに分割し、医療用医薬品を医療関係部門に産出し、その他の医薬品及び医薬部外品を主として家計に産出した。また、動物用医薬品・医薬部外品については、畜産関係部門に産出した。

半製品・仕掛品の在庫増分は、半製品・仕掛品在庫純増へ産出した。

上水道・簡易水道 (5200-11)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類721「上水道業」に相当する範囲とし、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業, 上水道事業及び簡易水道事業)とする。

なお、修理費収入は生産額に含めず、修理は4003-00「建設補修」に分類する。

○ 注意点

ア 40年表では「上水道」, 「簡易水道」, 「工業用水」で一部門であったが、45年表で独立した部門とした。

イ 船舶給水業については、7160-31・32「水運付帯サービス」部門で取扱っている。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方公営企業年鑑	55年度	自治省	CT,I
2	地方財政統計年報	〃	〃	〃
3	地方公共団体財政支出内容調査	〃	経済企画庁	I
4	水道統計	53年度	水道協会	O
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O
6	地方公共団体業務資料			O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1, 2より、営業収入総額(ただし、受託工事収入は除く。)を求め、これより受水費を控除したものを生産額とした。

暦年変換は $\frac{(54年度) \times 1 + (55年度) \times 3}{4}$ により変

換した。

イ 投入額

資料1, 2, 3, 5により推計した。

ウ 産出額

資料4, 5, 6により産出した。

廃棄物処理（公営）（5300-10）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類894一般廃棄物処理業、895産業廃棄物処理業、細分類8993へい獣取扱業及び8999他に分類されない保健及び廃棄物処理業に相当する範囲のうち、地方公共団体による活動とする。

○ 注意点

ア 895「産業廃棄物処理業」は、昭和51年日本標準産業分類の一部改正により新設したので55年表から含める。

イ 45年表で「清掃業」を「廃棄物処理」と名称変更した。

50年表でこの活動を「公営」と「産業」とに区分する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方財政統計年報	55年度	自治省	CT
2	地方財政の状況	〃	〃	〃
3	清掃事業投入実態調査	55年	厚生省	〃
4	地方公共団体財政支出内容調査	55年度	経済企画庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O
6	地方公共団体業務資料			O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1, 2より清掃費の消費的支出を求め、資料3より推計した民営への委託経費を控除し、これに減価償却費（帰属計算分）を加えて生産額とした。

暦年変換は $\frac{(54年度) \times 1 + (55年度) \times 3}{4}$ により

変換した。

イ 投入額

資料4, 5により推計した。

ウ 産出額

資料6により、手数料収入を推計し、同資料及び資

料5を参考に各部門に配分し、他は地方政府消費支出に産出した。

廃棄物処理（産業）（5300-20）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類894「一般廃棄物処理業」、895「産業廃棄物処理業」、細分類8993「へい獣取扱業」及び8999「他に分類されない保健及び廃棄物処理業」に相当する範囲のうち、民営事業所による活動（地方公共団体の委託事業を含む。）とする。ただし、自家処理分は除く。

○ 注意点

ア 894「産業廃棄物処理業」は、昭和51年日本標準産業分類の一部改正により新設したので55年表から含める。

イ 45年表で「清掃業」を「廃棄物処理」と名称変更した。

50年表でこの活動を「公営」と「産業」とに区分する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	清掃事業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
2	事業所統計調査報告（全国編）	53 56年	総理府統計局	CT
3	地方公共団体財政支出内容調査	55年度	経済企画庁	I
4	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O
5	地方公共団体業務資料			O

3. 推計方法

ア 生産額

資料2により民営分の事業所数を求め、これに資料1より求めた1事業所当りの事業収入額を乗じて生産額とした。

イ 投入額

資料1, 3, 4により推計した。

ウ 産出額

資料4及び5の産出パターンを参考に各部門に配分した。

医療（国公立）（8220-01）

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類88「医療業」に相当する範囲のうち、国、地方公共団体、社会保険事業団体（国公立）及び労働福祉事業団による活動（政府の現業部門の従業者のための医療業を除く。）とする。

○ 注意点

ア 50年表では、「社会保険事業」が1部門であったが、

55年表では「国公立」及び「非営利」に分けたことに伴い、「国公立」分のみの範囲とする。

イ 40年表は「医療」の1部門、45年表は「国公立」・「民間」の2部門、50年表は「国公立」・「非営利」・「産業」の3部門とした。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	一般会計・特別会計決算	55年度	大蔵省	CT,O
2	地方公営企業年鑑(病院)	"	自治省	CT,I,O
3	地方財政の状況	"	"	CT,O
4	主要公的医療機関の概況	"	厚生省	CT,I,O
5	基金統計月報	54・55年度	社会保険診療報酬支払基金	CT
6	地方財政統計年報	55年度	自治省	"
7	医療施設調査	55年	厚生省	CT
8	国立病院年報	54年度	"	I
9	国立療養所年報	"	"	"
10	病院経営収支調査年報	55年度	"	"
11	地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁	"
12	50年産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

ア 生産額

資料1～7より、経常経費を求め、これに減価償却費(帰属計算分)を加えたものを生産額とした。

暦年変換は、診療報酬支払基金における被用者保険、諸法の診療報酬支払確定額の合計金額の暦年/年度の比率をもって変換した。

イ 投入額

資料2, 4, 8, 9における費用構成をもとに分割し、細分は資料10, 11, 12を参考に推計した。

ウ 産出額

医療収入額を家計消費支出に、他は一般政府消費支出に産出した。

医療(非営利)(8200-02)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類88「医療業」に相当する範囲のうち日本赤十字社、社会保険事業団体(非営利)、社会福祉法人等及び民間非営利団体による活動とする。

○注意点

ア 55年表では、「社会保険事業」部門を「国公立」及び「非営利」に分けたことに伴い、「社会保険事業団体」の「非営利」を含める。

イ 40年表は「医療」の1部門、45年表は「国公立」・「民間」の2部門とし、50年表は「国公立」・「非営利」・「産業」の3部門とした。45年表の「民間」は50年表の「非営利」・「産業」の範囲に相当する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	主要公的医療機関の概況	55年度	厚生省	CT,I,O
2	医療施設調査	55年	"	CT
3	私立学校の財務状況に関する調査報告書	55年度	文部省	"
4	基金統計月報	54年度55	社会保険診療報酬支払基金	CT
5	病院経営収支調査年報	55年度	厚生省	I
6	地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁	"
7	50年産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

ア 生産額

資料1～3より、経常経費を求め、生産額とした。

暦年変換は「国公立」と同じ。

イ 投入額

資料1における費用構成をもとに分割し、細分は資料5～7を参考に推計した。

ウ 産出額

医療収入額を家計消費支出に、他は対家計民間非営利団体消費支出に産出した。

医療(産業)(8220-03)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類88「医療業」に相当する範囲のうち、政府の現業部門の従業者のための医療業並びに公社、医療法人、会社及び個人による活動とする。

○注意点

40年表では「医療」の1部門、45年表では「国公立」・「民間」の2部門、50年表では「国公立」・「非営利」・「産業」の3部門とした。45年表の「民間」は、50年表の「非営利」・「産業」の範囲に相当する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	一般会計・特別会計 決算	55年度	大蔵省	CT,O
2	地方公営企業年鑑 (病院)	"	自治省	CT,I,O
3	地方財政の状況	"	"	CT,O
4	主要公的医療機関の 概況	"	厚生省	CT,I,O
5	医療施設調査	55年	"	CT
6	国民医療費	55年度	"	"
7	衛生行政業務報告	55年	"	"
8	家計調査年報	"	総理府統計局	"
9	人口動態統計	"	厚生省	"
10	患者調査	"	"	"
11	私立学校の財務状況 に関する調査報告書	55年度	文部省	"
12	基金統計月報	54 55年度	社会保険診療 報酬支払基金	CT
13	社会医療診療行為別 調査報告	55年度	厚生省	"
14	厚生省業務資料	55年	"	"
15	日赤業務資料	"	日本赤十字社	"
16	政府管掌健康保険事 業年報	55年度	社会保険庁	"
17	国民健康保険事業年報	"	厚生省	"
18	地方公共団体財政支 出内容調査	"	経済企画庁	I
19	病院経営実態調査報告	55年	全国公私病院連盟	"
20	医療経済実態調査報告	51年	中医協	"
21	50年産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

ア 生産額

次式により生産額を求めた。

生産額＝国民医療費＋その他の医療費(正常分娩費等)
＋公社等及び会社立の病院の自己補填分－国公立及び非
営利の医業収入

暦年変換は「国公立」と同じ。

イ 投入額

資料20における費用構成をもとに分割し、細分は資料
18, 19, 21を参考に推計した。

ウ 産出額

公社等及び会社立の自己補填分を家計外消費支出に、
他は家計消費支出に産出した。

保健衛生(国公立)(8220-04)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 891「保健所」、892「健康相
談施設」、893「検疫所(動物検疫・植物防疫を除く。)、細
分類 8991「検査業」及び 8992「消毒業」に相当する範囲の
うち、国及び地方公共団体による活動とする。

○ 注意点

40年・45年表では「一般政府消費支出」に入っていた
が、50年表では「保健衛生(国公立)」として独立の部門
とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	一般会計決算書	55年度	大蔵省	CT,I,O
2	地方財政統計年報	"	自治省	CT,O
3	地方財政の状況	"	"	"
4	地方公共団体財政支 出内容調査	55年度	経済企画庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1により検疫所の消費的支出を求め、これに資料
2, 3より求めた保健所の消費的支出と、その伸び率で
推計した健康相談施設(国公立)の消費的支出を加えた
ものを生産額とした。

暦年変換は $\frac{(54年度) \times 1 + (55年度) \times 3}{4}$ により

変換した。

イ 投入額

資料1, 4, 5により推計した。

ウ 産出額

資料1, 2, 3, 5により中央政府消費支出及び地方
政府消費支出に産出した。

保健衛生(非営利)(8220-05)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 892「健康相談施設」、細分類
8991「検査業」及び 8992「消毒業」に相当する範囲のうち、
対家計民間非営利団体による活動とする。

○ 注意点

40年・45年表では、「その他の公共サービス」に入っ
ていたが、50年表では「保健衛生(非営利)」として独立
の部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (全国編)	53 56年	総理府統計局	CT
2	保健衛生事業投入実 態調査	55年	厚生省	CT,I
3	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I

3. 推計方法

ア 生産額

資料1により非営利事業所数を求め、これに資料2より求めた非営利団体1事業所当りの経常経費を乗じて生産額とした。

イ 投入額

資料2, 3により推計した。

ウ 産出額

投入側の需要により産出し、主として家計外消費支出及び対家計民間非営利団体消費支出に産出した。

保健衛生(産業)(8220-06)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類892「健康相談施設」、細分類8991「検査業」及び8992「消毒業」に相当する範囲のうち、非営利団体でない民営事業所による活動とする。

○ 注意点

40年・45年表では、この部門はもれていた。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (全国編)	53 56年	総理府統計局	CT
2	保健衛生事業投入実 態調査	55年	厚生省	CT,I

3. 推計方法

ア 生産額

資料1により産業分の事業所数を求め、これに資料2より求めた民営1事業所当りの料金収入を乗じて生産額とした。

イ 投入額

資料2及び国公立、非営利の投入内訳を参考に推計した。

ウ 産出額

投入側のデータにより推計した。

社会保険事業(国公立)(8250-11)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類921「社会保険事業団体」の

行う社会保険事務並びに社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設等の福祉活動(国及び地方公共団体の行うものに限る。)とする。ただし、医療事業は除く。

○ 注意点

50年表では「社会保険事業」の1部門で推計したが、55年表からは「国公立」と「非営利」の2部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	特別会計決算書	55年度	大蔵省	CT,I,O
2	国民健康保険事業年報	〃	厚生省	CT
3	社会保険事業投入実 態調査	55年	〃	I
4	飲食店・旅館業投入 実態調査	〃	〃	〃
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1, 2より社会保険事業(国公立)の消費的支出を求め、生産額とした。

イ 投入額

資料1, 3, 5により推計した。ただし、宿泊施設については資料4も使用した。

ウ 産出額

資料1, 5より中央政府消費支出及び地方政府消費支出に産出した。

社会保険事業(非営利)(8250-12)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類921「社会保険事業団体」の行う社会保険事務並びに社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設等の福祉事業活動(国及び地方公共団体の行うものを除く。)とする。ただし、医療事業は除く。

○ 注意点

50年表では、「社会保険事業」の1部門で推計したが、55年表からは「国公立」と「非営利」の2部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国家公務員共済組合 事業統計年報	55年度	大蔵省	CT, I, O
2	専売共済組合決算報告書	〃	専売公社	〃
3	国鉄共済組合決算報告書	〃	日本国有鉄道	〃
4	電々共済組合決算報告書	〃	日本電信電話公社	〃
5	私立学校共済組合 決算報告書	〃	私立学校共済組合	〃
6	地方公務員共済組合等 事業年報	〃	自治省	〃
7	農林漁業団体職員 共済組合事業年報	〃	農林漁業団体 職員共済組合	CT, I
8	農業者年金基金決算報告書	〃	農業者年金基金	〃
9	石炭年金基金決算報告書	〃	厚生省	〃
10	地方公務員災害補償基金 決算報告書	〃	地方公務員 災害補償基金	〃
11	国民健康保険中央会 決算報告書	〃	国民健康保険 中央会	〃
12	基金年報	〃	社会保険診療 報酬支払基金	〃
13	消防団員等公務災害補償等 共済基金決算報告書	〃	消防団員等公務 災害補償等共済基金	〃
14	健康保険組合事業年報	〃	健康保険組合 連合会	CT
15	国民健康保険事業年報	〃	厚生省	〃
16	厚生年金基金事業年報	57年	厚生年金基金 連合会	〃
17	社会保険事業投入実態調査	55年	厚生省	I
18	飲食店・旅館業 投入実態調査	〃	〃	〃
19	50年産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

ア 生産額

資料1～16より社会保険事業(非営利)の消費的支出を求め、その総計を生産額とした。

イ 投入額

資料1～16により推計した。ただし、宿泊施設については、資料18も使用した。

ウ 産出額

施設収入額を家計消費支出に、他は対家計民間非営利団体消費支出に産出した。

社会福祉施設(国公立)(8250-21)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類923「児童福祉事業」、924「老人福祉事業」、925「精神薄弱・身体障害者福祉事業」、926「保護更生事業」及び929「その他の社会保険、社会福祉」に相当する範囲のうち、国、地方公共団体、社会保険事業団体(国公立)、労働福祉事業団及び簡易保険郵便年金福祉事業団による施設サービス活動とする。

○ 注意点

40年・45年表では、国公立は「一般政府消費支出」に入っていたが、50年表では、「社会福祉施設(国公立)」と

して、独立の部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	社会保障の手引	55年	厚生省	CT
2	歳出予算要求額明細書	55年度	〃	〃
3	一般会計決算書	〃	大蔵省	〃
4	社会福祉行政業務報告	〃	厚生省	〃
5	地方公共団体財政支出 内容調査	〃	経済企画庁	I

3. 推計方法

ア 生産額

資料2における措置費国庫負担額より、公営施設への措置費入所者に対する措置費を推計し、これに資料1、4より推計した費用徴収額、資料3より求めた国立更生授産機関の運営費及び建物帰属賃貸料を加えて生産額とした。

イ 投入額

資料5により推計した。

ウ 産出額

公営施設費用徴収額を家計消費支出に、他は一般政府消費支出に産出した。

社会福祉施設(非営利)(8250-22)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類923「児童福祉事業」、924「老人福祉事業」、925「精神薄弱・身体障害者福祉事業」、926「保護更生事業」及び929「その他の社会保険、社会福祉」に相当する範囲のうち、鉄道弘済会、その他民営の施設サービス活動とする。

○ 注意点

40年・45年表では、「その他の公共サービス」に入っていたが、50年表では、「社会福祉施設(非営利)」として、独立の部門とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	社会保障の手引	55年	厚生省	CT
2	歳出予算要求額明細書	55年度	〃	〃
3	社会福祉行政業務報告	〃	〃	〃
4	共同募金運動統計	〃	中央共同募金会	〃
5	地方公共団体財政支出 内容調査	〃	経済企画庁	I

3. 推計方法

ア 生産額

資料2における措置費国庫負担額より、民営施設への措置費入所者に対する措置費を推計し、これに資料1、3より推計した費用徴収額、資料4より求めた寄附金及び減価償却額を加えて生産額とした。

イ 投入額

国公立に準じて推計した。

ウ 産出額

民営施設費用徴収額を家計消費支出に、他は対家計民間非営利団体消費支出に産出した。

映画館 (8400-22)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類792「映画館」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、映画製作・配給業と映画館で1部門であったが、45年表で独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	全国映画概況	55年	映画製作者連盟	CT
2	国税庁統計年報書	54年度 55	国税庁	CT,I
3	特定サービス産業実態調査報告書	55年	通商産業省	I
4	映画館・興行場投入実態調査	〃	厚生省	〃
5	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	〃
6	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1により興行収入を求め、これに資料2により求めた入場税を加えて生産額とした。

イ 投入額

資料3、4、5、6により推計した。

ウ 産出額

資料6により推計した。

劇場・興行場 (8400-91)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類801「劇場・興行場」(映画館を除く。)に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「その他の娯楽」に入っていたが、45年表で独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国税庁統計年報書	54年度 55	国税庁	CT
2	全国映画概況	55年	映画製作者連盟	〃
3	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
4	映画館・興行場投入実態調査	55年	厚生省	〃
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1より入場税を求め、それに同資料及び資料2より推計した興行収入を加えて生産額とした。

イ 投入額

資料3、4、5により推計した。

ウ 産出額

資料5により推計した。

遊興飲食店 (8501-01)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類464「料亭」及び465「バー・キャバレー・ナイトクラブ」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「飲食店」の1部門であったが、45年表で「遊興飲食店」として、独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53年 56	総理府統計局	CT
2	飲食店・旅館業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
3	道府県税の課税状況等に関する調査	54年度 55	自治省	CT
4	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1により求めた従業者数に、資料2における従業者1人当たりの売上高を乗じる。売上高には販売用商品(みやげ物等)の売上高が含まれているのでこれを資料2より求めて控除し、資料3の料理飲食等消費税を加えたものを生産額とした。

イ 投入額

資料2、4、5により推計した。

ウ 産出額

資料5を参考に家計消費支出と家計外消費支出に産出した。

その他の飲食店 (8501-09)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 461「食堂・レストラン」、462「そば・うどん店」、463「すし屋」、466「酒場・ピヤホール」、467「喫茶店」及び469「その他の飲食店」に相当する範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	飲食店・旅館業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
3	道府県税の課税状況等に関する調査	54・55年度	自治省	CT
4	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料1より求めた従業者数に、資料2より求めた従業者1人当りの売上高を乗じる。売上高には販売用商品(みやげ物等)の売上高が含まれているのでこれを資料2より求めて控除し、資料3の料理飲食等消費税を加えたものを生産額とした。

イ 投入額

資料2, 4, 5により推計した。

ウ 産出額

資料5を参考に家計消費支出と家計外消費支出に産出した。

旅館・その他の宿泊所 (8509-10)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 751「旅館」、752「簡易宿所」及び753「下宿業」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「その他の個人サービス」に入っていたが、45年表で「旅館・下宿・その他の宿泊所」として独立部門となる。50年表では名称を改訂した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	“(サービス業編)”	“	“	“
3	道府県税の課税状況等に関する調査	54・55年度	自治省	“
4	市町村決算の概況	“	“	“
5	飲食店・旅館業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
6	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
7	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料2により、売上高階級中位数(10億円以上については、15億円とする。)に事業所数を乗じて売上高を求め、これを資料1の事業所数で補正する。さらに資料5より推計した販売用商品(みやげ物等)の売上高を控除し、資料3, 4より求めた料理飲食等消費税、入湯税を加えたものを生産額とした。

イ 投入額

資料5, 6, 7により推計した。

ウ 産出額

資料7を参考に、家計消費支出と家計外消費支出に産出した。

洗濯・洗張・染物業 (8509-20)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類 771「洗たく業」及び772「洗張・染物業」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「その他の個人サービス」に入っていたが、45年表で独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	“(サービス業編)”	“	“	“
3	クリーニング業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
4	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I,O

3. 推計方法

ア 生産額

資料2より売上高階級中位数(10億円以上については、15億円とする。)に事業所数を乗じて売上高を求め、これに資料1の事業所数で補正する。さらに資料3より推計した販売用商品(洗剤等)の売上高を控除したものを生産額とした。

イ 投入額

資料3, 4, 5により推計した。

ウ 産出額

投入側のデータに基づいて産出した。

理容業(8509-30)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類773「理容業」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「その他の個人サービス」に入っていたが、45年表で、「理容・美容業」として独立した。50年表では「理容業」として独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	“(サービス業編)”	”	”	”
3	理容・美容業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
4	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I

3. 推計方法

ア 生産額

資料2より売上高階級中位数(10億円以上については、15億円とする。)に事業所数を乗じて売上高を求め、これを資料1の事業所数で補正する。さらに資料3より推計した販売用商品(化粧品等)の売上高を控除したものを生産額とした。

イ 投入額

資料3, 4により推計した。

ウ 産出額

全額を家計消費支出に産出した。

美容業(8509-40)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類774「美容業」に相当する範囲とする。

○ 注意点

40年表では、「その他の個人サービス」に入っていたが、

45年表で「理容・美容業」として独立した。50年表では「美容業」として独立部門となる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	“(サービス業編)”	”	”	”
3	理容・美容業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
4	50年産業連関表	50年	行政管理庁	I

3. 推計方法

ア 生産額

資料2より売上高階級中位数(10億円以上については、15億円とする。)に事業所数を乗じて売上高を求め、これを資料1の事業所数で補正する。さらに資料3より推計した販売用商品(化粧品等)の売上高を控除したものを生産額とした。

イ 投入額

資料3, 4により推計した。

ウ 産出額

全額を家計消費支出に産出した。

浴場業(8509-50)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類775「公衆浴場業」及び776「特殊浴場業」に相当する範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告(全国編)	53・56年	総理府統計局	CT
2	“(サービス業編)”	”	”	”
3	浴場業投入実態調査	55年	厚生省	CT,I
4	中小企業の原価指標	55年度	中小企業庁	I
5	50年産業連関表	50年	行政管理庁	”

3. 推計方法

ア 生産額

資料2より売上高階級中位数(10億円以上については、15億円とする。)に事業所数を乗じて売上高を求め、これに資料1の事業所数で補正する。さらに資料3より推計した販売用商品(清涼飲料等)の売上高を控除したものを生産額とした。

イ 投入額

資料3, 4, 5により推計した。

ウ 産出額

全額を家計消費支出に産出した。

9. 経済企画庁担当部門

下水道 (5200-20)

1. 概念・定義及び範囲

汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う生産活動は、汚水、雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の附属装置（浄化施設など）をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は廃棄物処理(5200-30)に含まれる。

日本標準産業分類の小分類723「下水道」の範囲である。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方財政統計年報	54, 55年度	自治省	生産額, 投入額 産出額
2	地方公営企業鑑	"	"	生産額, 投入額
3	国民経済計算年報	"	経済企画庁	生産額
4	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55年度	"	投入額
5	産業連関表作成報告	50年	行政管理庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

本部門については政府部門（地方政府）における非公務扱いとし、経済総額をもって生産額とする。（ただし、受託工事に係る経費を除く）

資料1の損益計算書から受託工事費以外の営業経費を求めて生産額とした。

(2) 投入額

資料4より公共下水道事業の経費内訳の細目を取り、資料5を参考にしながら産業連関表部門分類に格付けした。

(3) 産出額

産業各部門及び家計に配分し、残りを地方政府消費支出とした。産業各部門への配分については、資料5の産出パターンを用いた。

不動産仲介業 (6401-00)

1. 概念・定義及び範囲

不動産の売買、賃借又は交換の代理若しくは仲介を行い、手数料を受ける活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類594「不動産代理業・仲介業」並びに小分類593「建売業、土地売買業」及び小分類599「その他の不動産業」のうちの不動産取引の代理、仲介を行う活動の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	法人企業統計年報	55年	大蔵省	生産額
2	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	"
3	国税庁統計年報	55年	国税庁	"
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

① 法人分については、資料1より不動産業の（売上－売上原価）を手数料収入とみなし、不動産業1企業当たり手数料収入を求め、この額を不動産仲介業1企業当たり生産額とした。

また、不動産仲介業の企業数は、まず、資料2の「全国編」より不動産業の事業所数を求め、同資料の「会社企業編」より不動産業の企業数を求めて、1事業所当たり企業数を算出した。

$$\text{企業数} \div \text{事業所数} = 0.77$$

次に、資料2の「全国編」より不動産仲介業の事業所数を求めて企業数を推計した。

不動産仲介業の事業所数については、

$$55\text{年の事業所数} = 53\text{年事業所数} \times \left(\sqrt{\frac{56\text{年事業所数}}{53\text{年事業所数}}} \right)^2$$

として求めた。

小分類594「不動産代理・仲介業」 17,807

小分類594「建売業・土地売買業」の1/2 5,700

小分類599「その他の不動産業」 7,610

計 31,117

$$\text{不動産仲介業の企業数} = 0.77 \times 31,117 = 23,960$$

これより、

$$\text{法人分生産額} = 1\text{企業当たり生産額} \times \text{企業数}$$

$$= 46.5(\text{百万円}) \times 23,960$$

$$= 1,114,140(\text{百万円})$$

② 個人分については、資料3から1個人業者当たりの所得を、資料2より不動産仲介業の個人事業所数を求めて生産額を推計した。

$$\text{個人分生産額} = 1\text{個人業者当たりの所得} \times \text{事業所数}$$

$$= 1.89(\text{百万円}) \times 23,078$$

$$= 43,617(\text{百万円})$$

③ よって①と②より、生産額は、
 $1,114,140(\text{百万円}) + 43,617(\text{百万円}) = 1,157,757$
 (百万円)

なお、建売業、土地売買業は本部門と仮定した。

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

住宅賃貸料 (6402-00)

1. 概念・定数及び範囲

住宅の使用によって生ずるサービスであり、所有形態の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び併用住宅の住居部分の賃貸料に相当するものとする。すなわち、持家及び借家(借間も含む)の個人住宅のほか、給与住宅及び各種の公営住宅も含む。なお、持家及び給与住宅については帰属家賃をも含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	生産額, 投入額
2	産業連関表	50年	行政管理庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

生産額推計は、国民経済計算推計資料の住宅賃貸料によった。

生産額 20,693,983 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

定義上、全額「家計消費支出」部門に配分した。

不動産賃貸料 (6403-00P)

1. 概念・定義及び範囲

各産業が投入した不動産賃貸料によって把握される不動産賃貸業部分とし、日本標準産業分類の小分類591「不動産賃貸業」のうち、細分類5912「土地賃貸業」を除く活動の範囲とする。

(注) 50年表の概念から「各産業が投入した自己所有物(住宅を除く)の維持経費によって把握される仮設部分」をはずし、55年表は40年表及び45年表と同様とした。

変更理由は、産業連関表における使用者主義の原則(不

動産の所有の如何や経費の直接負担の如何を問わずこれらの不動産使用に伴う経費及び利潤相当分等全てを、不動産を使用した部門に直接計上するという原則)による。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	生産額, 投入額, 産出額
2	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

国民経済計算推計資料より不動産賃貸料生産額の伸び率(55年/50年)を求め、資料2より50年の不動産賃貸料生産額(産業扱いの建設補修分を除く)に乗じて推計した。

50年不動産賃貸料 2,601,570 (百万円)

伸び率(55年/50年) 1.8366804

よって生産額は 4,778,253 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

公務中央 (8101-00)

1. 概念・定義及び範囲

中央政府の一般会計及び特別会計のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「非公務」に格付される各部門を除いたもので、概ね日本標準産業分類の小分類971「国家事務」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	歳入決算明細書	54,55年度	大蔵省	生産額 産出額
2	各省各庁歳出決算報告書	"	"	生産額 投入額
3	特別会計決算参照書	"	"	生産額 投入額
4	政府関係機関決算	"	"	生産額 投入額
5	国民経済計算年報	"	経済企画庁	生産額
6	産業連関表作成に関する基礎資料一 昭和55年において購入した物資及びサービスの内訳	55年度	防衛庁	投入額
7	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1～4から中間投入、家計外消費、雇用者所得、間接税を推計し、これに資本減耗引当を加えて生産額とした。

(2) 投入額

ア 投入内訳の分割パターンとして資料7の都道府県支出パターンを用い、所轄省庁ごとに指定されたパターンで分割し集計する。

イ 防衛庁の投入構造については、資料6によって把握する。

ウ 別途調査等により品目の追加及び調整を行う。

エ 運賃マージンを差し引いて購入者価格表を生産者価格表に転換する。

(3) 産出額

商品・非商品の販売額を家計・産業へ産出し、生産額からこれら販売額を差引いた額を公務中央の自己消費分として中央政府消費支出に産出した。

公務(地方) (8102-00)

1. 概念・定義及び範囲

普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係政府サービス生産者から「非公務」に格付される各部門を除いたもので、概ね日本標準産業分類の小分類981「地方事務」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方財政統計年報	54, 55年度	自治省	生産額, 産出額, 投入額
2	地方公務員給与の実態	54, 55年	"	生産額, 投入額
3	地方公営企業鑑	54, 55年度	"	生産額, 投入額
4	国民経済計算年報	"	経済企画庁	生産額
5	産業連関表作成のための昭和55年度地方公共団体財政支出内容調査	55年度	"	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1～4から、中間投入、家計外消費、雇用者所得を推計し、これに資本減耗引当を加えて生産額とした。

(2) 投入額

ア 投入内訳の分割パターンとして資料5の都道府県、市町村の支出パターンを用いて行う。

イ 別途調査等により品目の追加および調整を行う。

ウ 運賃マージンを差し引いて購入者価格表を生産者価格

表に転換する。

(3) 産出額

商品・非商品の販売額を家計・産業へ産出し、生産額からこれら販売額を差引いた額を地方政府の自己消費分として地方政府消費支出に産出する。

対企業民間非営利団体 (8290-20)

1. 概念・定義及び範囲

企業に対して他の方法では効率的に提供しえないサービスを提供する民間非営利団体とし、日本標準産業分類の中分類84「協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類941「経済団体」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	民間非営利団体実態調査報告	55年度	経済企画庁	生産額
2	国民経済計算年報	55年	"	投入額, 産出額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の、日本標準産業分類の中分類84「協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類941「経済団体」の事業収入を生産額とする。

54年度 55年度
事業収入 $1,999,009 \times \frac{1}{4}$ $1,456,522 \times \frac{1}{4}$
よって、生産額は、 $1,592,144$ (百万円)

なお、50年表では経費総額を生産額としていた。

また、50年表で本部門に含まれていた「農協」「漁協」の管理部門は、55年表では推計範囲から除外した。

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

内生部門に配分することとし、「国民経済計算推計資料」、「昭和50年産業連関表」により大枠の配分を行ない、投入側の数値等により推計した。

対家計民間非営利団体(除別掲) (8290-30)

1. 概念・定義及び範囲

家計に対して他の方法では効率的に提供しえないサービスを提供する民間非営利団体とし、日本標準産業分類の中分類90「宗教」、小分類942「労働団体」、小分類943「学術・文化団体」、小分類944「政治団体」、小分類949「他に分類されない非営利的団体」及び小分類951「集会場」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	民間非営利団体実態調査報告	55年度	経済企画庁	生産額
2	政治資金収支報告書	55年	自治省	生産額
3	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より宗教、労働団体、学術・文化団体、他に分類されない非営利的団体及び集会場の経費総額を、資料2から政治団体の経費総額を求め生産額とした。

なお、55年表では、集会場（非営利のみ）を推計範囲に加えた。

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

家計消費支出と対家計民間非営利団体消費支出に配分した。

広告 (8300-10)

1. 概念・定義及び範囲

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、チラシ等の各種の媒体を用いて行う広告サービスとし、原則として、日本標準産業分類の小分類854「広告業」の範囲とするが、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、雑誌等）の広告活動及び外国の産業が日本国内の媒体によって行った宣伝広告並びに各産業部門の自社広告活動も含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	電通広告年鑑	55年	株式会社電通	生産額
2	法人企業間接費調査報告	50年	経済企画庁	"
3	国民経済計算年報	55年	"	投入額、産出額
4	産業関連表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

① 資料1により広告代理業の取扱高を営業広告の生産額とした。

営業広告の生産額（媒体別広告費の内訳）

1. 新聞 708,600 (百万円)

2. 雑誌 128,100 (百万円)

3. ラジオ 116,900

4. テレビ 788,300

5. D・M, 屋外, その他広告 479,400

計 2,221,300

② 資料2の全産業における広告宣伝費中の営業広告費に対する自家広告費（企業自らの広告宣伝費）の割合を用い、自家広告費を求めた。

$$2,221,300(\text{百万円}) \times \frac{925}{3538} = 580,751(\text{百万円})$$

③ よって、①、②より生産額は、

$$2,221,300(\text{百万円}) + 580,751(\text{百万円}) = 2,802,051(\text{百万円})$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

調査・データ処理・計算サービス (8300-20)

1. 概念・定義及び範囲

① 市場調査、世論調査などの調査サービス、② 電子計算機のプログラミングに関するソフトウェア開発などのサービス、③ 電子計算機によるデータ処理サービス、その他の計算サービス、タビュレートサービスなどを提供する活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類851「情報サービス業」の範囲とする。なお、市場調査及び世論調査サービスのうち、広告活動に付随して行われるものは「広告」に、人文科学研究機関に付随して行われるものは「人文科学研究機関」に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	特定サービス業実態調査	55年	通商産業省	"
3	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額、産出額
4	産業関連表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より、55年の事業所数を求め、資料2より1事業所当たり年間売上高をとり、生産額を推計した。

$$55\text{年の事業所数} = 53\text{年事業所数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年事業所数}}{53\text{年事業所数}}} \right)^2$$

$$= 4,471$$

$$\text{生産額} = \text{事業所数} \times 1\text{事業所あたり年間売上高}$$

$$= 4,471 \times 271.3 \text{ (百万円)}$$

$$= 1,212,982 \text{ (百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

情報提供サービス (8300-30)

1. 概念・定義及び範囲

① 企業及び個人の信用に関する情報を提供するサービス、及び、② 新聞、定期刊行物、放送などの報道媒体にニュースの提供又はニュース報告に関するサービスを提供する活動とし、日本標準産業分類の小分類852「ニュース供給業」及び小分類853「興信所」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50年	経済企画庁	〃
3	毎月勤労統計調査	50, 55年	労働省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より55年の従業者数、資料2より人件費率を求め、また、55年の1人あたり年間給与額を、50年産業連関表推計時の1人あたり年間給与額に資料3の「産業別賃金指数」の伸び率(55年/50年)を乗じて求め、生産額を推計した。

$$\text{① 55年の従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

ニュース供給業 15,839人

興信所 10,598人

$$\text{② 55年の1人あたり年間給与額} = 50\text{年給与額} \times \text{賃金指数の伸び率}$$

$$\text{ニュース供給業} = 4,661,040\text{円} \times 1.415$$

$$= 6,595,372 \text{ (百万円)}$$

$$\text{興信所} = 2,529,247\text{円} \times 1.415$$

$$= 3,578,884 \text{ (百万円)}$$

$$\text{③ 生産額} = 1\text{人あたり年間給与額} \times \text{従業者数} \div \text{人件費率}$$

$$\text{ニュース供給業} = 6,595,372 \text{ (百万円)} \times 15839 \text{人} \div 0.3$$

$$\div 0.381342$$

$$= 273,938.1 \text{ (百万円)}$$

$$\text{興信所} = 3,578,884 \text{ (百万円)} \times 10598 \text{人} \div 0.381342$$

$$= 99,461.9 \text{ (百万円)}$$

よって生産額は、373,400 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

建物サービス (8300-40)

1. 概念・定義及び範囲

建物の清掃、保守、機器の運転並びにその他の維持管理サービスを行う活動とし、日本標準産業分類の小分類864「建物サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50年	経済企画庁	〃
3	毎月勤労統計調査	50, 55年	労働省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より55年の従業者数、資料2より人件費率を求め、また55年の1人あたり年間給与額を、50年産業連関表推計時の1人あたり年間給与額に資料3の「産業別賃金指数」の伸び率(55年/50年)を乗じて求め、生産額を推計した。

$$55\text{年従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

$$= 276,183\text{人}$$

$$55\text{年1人あたり年間給与額} = 50\text{年給与額} \times \text{賃金指数の伸び率}$$

$$=1,662,076(\text{百万円}) \times 1.415$$

$$=2,351,838(\text{百万円})$$

よって生産額は、従業者数×年間給与額÷人件費率
(0.585103)

$$=1,110,125(\text{百万円})$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

法務・財務・会計サービス (8300-50)

1 概念・定義及び範囲

① 弁護士、弁理士、公証人、司法書士などの法務に関する専門的サービス、② 公認会計士、税理士、計理士などの会計、会計監査、簿記に関する専門的サービスとし、日本標準産業分類の小分類871「法律事務所、特許事務所」、小分類872「公証人役場、司法書士事務所」及び小分類873「公認会計士事務所、税理士事務所」の範囲とする。

ただし、「計理士事務所」は細分類8799「他に分類されない専門サービス業」に含まれ、「その他の対事業所サービス」に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国税庁統計年報	55年	国税庁	生産額
2	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	"
3	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より、55年の弁護士、税理士等の1人当たり所得額(売上高)をとり、それに無税分の報酬料金を1割と仮定し、資料2より55年の従業者数を求め生産額を推計した。

$$55\text{年従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

$$= 206,084\text{人}$$

生産額 = 弁護士・税理士等の1人当たり所得額 × 従業者数 × 1.1

$$= 4,468(\text{百万円}) \times 206,084\text{人} \times 1.1$$

$$= 1,012,862(\text{百万円})$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

土木建築サービス (8300-60)

1. 概念・定義及び範囲

設計監督、建築設計、測量などの土木建築に関する民間の専門的サービスとし、日本標準産業分類の小分類874「土木建築サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50年	経済企画庁	"
3	毎月勤労統計調査	50, 55年	労働省	"
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より55年の従業者数、資料2より人件費率を求め、また、55年の1人当たり年間給与額を、50年産業連関表推計時の1人当たり年間給与額に資料3の「産業別賃金指数」の伸び率(55年/50年)を乗じて求め、生産額を推計した。

$$55\text{年従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

$$= 240,552\text{人}$$

55年1人当たり年間給与額 = 50年給与額 × 賃金指数の伸び率

$$= 2,300,944(\text{百万円}) \times 1.415$$

$$= 3,255,836(\text{百万円})$$

よって生産額 = 従業者数 × 年間給与額 ÷ 人件費率

$$(0.372075)$$

$$= 2,104,946(\text{百万円})$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

その他の対事業所サービス (8300-90)

1. 概念・定義及び範囲

他に分類されないで、主として事業所を対象としてサービスを提供する事業所の活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類861「速記・筆耕・複写業」、小分類862「商品検査業」、小分類865「民営職業紹介業」、小分類869「他に分類されない事業サービス業」及び小分類879「その他の専門サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	サービス業投入実態調査	50年	経済企画庁	〃
3	毎月勤労統計調査	50, 55年	労働省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より55年の従業者数、資料2より人件費率を求め、また、55年の1人当たり年間給与額を、50年産業連関表推計時の1人当たり年間給与額に資料3の「産業別賃金指数」の伸び率(55年/50年)を乗じて求め、生産額を推計した。

$$55\text{年従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

- ①速記、筆耕、複写 33,956人
- ②商品検査 18,451人
- ③民営職業紹介所 12,166人
- ④他に分類されないサービス 235,141人
- ⑤その他の専門的サービス 123,708人

$$55\text{年1人当たり年間給与額} = 50\text{年給与額} \times \text{賃金指数の伸び率}$$

(百万円) (百万円)

- ①速記、筆耕、複写 $1.698209 \times 1.415 = 2.402966$
- ②商品検査 $2.023397 \times 1.415 = 2.863107$
- ③民営職業紹介所 $1.300755 \times 1.415 = 1.840568$
- ④他に分類されないサービス $2.023397 \times 1.415 = 2.863107$
- ⑤その他の専門的サービス $2.023397 \times 1.415 = 2.863107$

$$\text{生産額} = \text{従業者数} \times \text{年間給与額} \div \text{人件費率}$$

人 百万円 百万円

- ①速記、筆耕、複写 $33,956 \times 2.402966 \div 0.365839 = 223,036$
- ②商品検査 $18,451 \times 2.863107 \div 0.352792 = 149,740$
- ③民営職業紹介所 $12,166 \times 1.840568 \div 0.352792 = 63,472$
- ④他に分類されないサービス $235,141 \times 2.863107 \div 0.352792 = 1,908,302$
- ⑤その他の専門的サービス $123,708 \times 2.863107 \div 0.352792 = 1,003,960$

よって生産額は、

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} = 3,348,510 \text{ (百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

電子計算機・同付属装置賃貸業 (8302-10)

1. 概念・定義及び範囲

電子計算機・同付属装置に関する賃貸及び保守管理を行うサービスとし、日本標準産業分類の細分類7432「電子計算機・同関連機器賃貸業」の範囲とする。

ただし、電子計算機・同付属装置の製造業者が行う賃貸サービスは含まない。

また、電子計算機による計算サービスを行う業者が、自己保有の電子計算機を一時的にユーザーに開放する賃貸サービスは本部門には含まず、「調査・データ処理・計算サービス」部門に分類される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	有価証券報告書	50, 55年	大蔵省	生産額
2	産業連関表	50年	行政管理庁	生産額, 投入額, 産出額
3	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より「日本電子計算機(株)」および「日本ユニパック(株)」の賃貸料収入をとり両社の伸び率(55年/50年)を、50年産業連関表における生産額の仮設調整前の額に乗じて推計した。

$$50\text{年表 生産額 } 149,005 \text{ (百万円)}$$

伸び率 1.39146
 よって生産額 207,334 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

事務用物品 (除電算機等) 賃貸業 (8302-20)

1. 概念・定義及び範囲

事務用機械の賃貸サービスとし、原則として、日本標準産業分類の細分類7431「事務用機械器具賃貸業 (電子計算機を除く)」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	特定サービス産業実態調査報告	55年	通産省	〃
3	毎月勤労統計調査	50, 55年	労働省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より55年の従業者数、資料2より人件費率を求め、また、55年の1人当たり年間給与額を、50年産業連関表推計時の1人当たり年間給与額に資料3の「産業別賃金指数」の伸び率 (55年/50年) を乗じて求め、生産額を推計した。

$$55\text{年従業者数} = 53\text{年従業者数} \times \left(\sqrt{\frac{56\text{年従業者数}}{53\text{年従業者数}}} \right)^2$$

$$= 11,494\text{人}$$

$$55\text{年1人当たり年間給与額} = 50\text{年給与額} \times \text{賃金指数の伸び率}$$

$$= 2.782171\text{(百万円)} \times 1.415$$

$$= 3.936772\text{(百万円)}$$

$$\text{よって生産額} = \text{従業者数} \times \text{年間給与額} \div \text{人件費率}$$

$$(0.108872)$$

$$= 415,619\text{(百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

映画制作・配給業 (8400-21)

1. 概念・定義及び範囲

映画撮影、映画制作 (テレビ番組制作及びコマーシャルフィルムを含む) 及び映画の配給サービス並びに映画出演者の口入れ、映画フィルムの現像、タイトル書きなどの映画サービスとし、原則として、日本標準産業分類の小分類791「映画制作・配給業」、小分類793「映画サービス業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	日本映画産業統計	55年	日本映画製作者連盟	生産額
2	外国貿易概況	55年	日本関税協会	〃
3	有価証券報告書	55年	大蔵省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

① 映画の配給収入を資料1より求めた。

邦画 洋画 合計

55年 34,897(百万円) 28,557(百万円) 63,454(百万円)

② 輸出収入については、資料2より求めた。

55年 1,391 (百万円)

③ テレビ収入については、資料3の各社の計数から求めた。

55年 21,948 (百万円)

これより生産額は、

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = 86,793\text{(百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

遊戯場 (8400-92)

1. 概念・定義及び範囲

ダンスホール、ビリヤード場、パチンコホール、囲碁・将棋所など、一般大衆に娯楽を提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類807「遊戯場」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53,56年	総理府統計局	生産額
2	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

なお、1事業所当たり売上は、次の算式による。

$$1 \text{ 事業所当たり売上} = (\sum \text{売上階層別中位数} \times \text{売上階層別事業所数}) / \text{事業所数}$$

(10億円以上の中位数は、15億円とした。)

$$55 \text{ 年 1 事業所当たり売上} = 53 \text{ 年 売上} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56 \text{ 年 売上}}{53 \text{ 年 売上}}} \right)^2$$

また、事業所数は、

$$55 \text{ 年 事業所数} = 53 \text{ 年 事業所数} \times \left(\sqrt[3]{\frac{56 \text{ 年 事業所数}}{53 \text{ 年 事業所数}}} \right)^2$$

一事業所当たり売上げ	44,962 (千円)
事業所数	37,450
売上高	1,683,827 (百万円)
よって生産額	1,683,827 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

家計消費支出と家計外消費支出に配分した。

その他の娯楽施設 (8400-93)

1. 概念・定義及び範囲

遊園地、競輪・競馬等の競走場、競技団などの娯楽施設の提供、経営を行う活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類803「競輪・競馬等の競走場」、小分類804「競輪・競馬等の競技団」、小分類805「運動競技場」及び小分類806「公園、遊園地」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	地方財政年報	54, 55年度	自治省	〃
3	農林水産省資料	55年	農林水産省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

① 競輪・競馬、自動車、モーターボート及びそれらの競技団の収益事業

資料2から競馬事業、自動車競走事業、小型自動車競走事業、モーターボート競走事業の入場料、車馬券売上金及び払い戻し金の計数を求め、農林水産省資料より中央競馬会の入場料、馬券売上金及び払い戻し金の計数を求めて生産額を推計した。

	中央 (百万円)	地方 (百万円)
入場料 ①	2800.0	10213.5
馬券売上金 ②	1,360,787.0	3,902,356.0
払い戻し金 ③	1,010,519.0	2,909,611.4

よって生産額は、

$$\text{①} + \text{②} - \text{③} = 1,356,026.1 \text{ (百万円)}$$

② 運動競技場

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

55年	
一事業所当たり売上げ	128,127 (千円)
事業所数	9,246
生産額	1,184,662.2 (百万円)

③ 公園、遊園地

②と同一の推計方法で推計した。

55年	
一事業所当たり売上げ	313,083 (千円)
事業所数	1,091
生産額	341,573.6 (百万円)

④ 以上より、その他の娯楽施設の生産額は、

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = 2,882,262 \text{ (百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に

推計した。

(3) 産出額

家計外消費支出と家計消費支出に配分した。

興行団 (8400-94)

1. 概念・定義及び範囲

契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動とし、日本標準産業分類802「興行団」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

一事業所当たり売上げ	99,601 (千円)
事業所数	1,266
生産額	126,095 (百万円)
よって、生産額は、	126,095 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

その他の娯楽 (8400-99)

1. 概念・定義及び範囲

芸妓、置屋、娯楽用品の賃貸など他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品、芸術作品の創作などを行う活動とし、日本標準産業分類の小分類809「その他の娯楽業」、小分類745「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び小分類876「著述家・芸術家業」の範囲とする。なお、本部門には、「宝くじ」を含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53, 56年	総理府統計局	生産額
2	個人企業調査	54, 55年度	総理府統計局	〃
3	地方財政年報	54, 55年度	自治省	〃
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額, 産出額
5	産業関連表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

① スポーツ、娯楽用品賃貸業

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

	55年
一事業所当たり売上げ	36,747 (千円)
事業所数	842
生産額	30,941 (百万円)

② その他の娯楽業

①と同一の方法により生産額を推計した。

	55年
一事業所当たり売上げ	13,190 (千円)
事業所数	7,708
生産額	101,668.5 (百万円)

③ 著述家、芸術家業

資料2から1事業所当たり売上を求め、資料1から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

	55年
一事業所当たり売上げ	$4,665 \text{ (千円)} \times \frac{1}{4} + 5,110 \text{ (千円)} \times \frac{3}{4}$
事業所数	1,012
生産額	5,058.7 (百万円)

④ 宝くじ事業

資料3から宝くじ事業の歳入合計及び開催費の計数を求め生産額を推計した。

	54年度	55年度
歳入合計	73940.4 (百万円)	107,423.5 (百万円)
開催費	143.2	259.7
	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$

これより、生産額 98,822.1 (百万円)

⑤ 以上より、その他の娯楽の生産額は、

①+②+③+④= 236,490 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

写真業 (8509-60)

1. 概念・定義及び範囲

主として肖像写真、広告、出版、その他の業務用写真、フィルム現像及びフィルム複写を行う事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類781「写真業」の範囲とする。

なお、広告、ニュース供給等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動をも含む。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53,56年	総理府統計局	生産額
2	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額,産出額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

一事業所当たり売上げ 29,340 (千円)

事業所数 17,420

生産額 511,103 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

家計消費支出に全額計上した。

葬儀業 (8509-70)

1. 概念・定義及び範囲

主として死体埋葬準備、葬儀執行準備及び墓地の管理を行う事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類784「葬儀・火葬業」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53,56年	総理府統計局	生産額
2	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

55年

一事業所当たり売上げ 60,384 (千円)

事業所数 4,348

生産額 262,550 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

家計消費支出へ全額計上した。

各種修理業 (除別掲) (8509-80)

1. 概念・定義及び範囲

主として最終需要向けのもので、家具修理、時計修理、自転車修理、履物修理などの修理活動並びにかじ業、表具業等の活動とし、日本標準産業分類の小分類832「家具修理業」、小分類833「かじ業」、小分類834「表具業」及び小分類839「他に分類されない修理業」の範囲とする。

なお、50年表の時計修理部門は、本部門に統合された。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53,56年	総理府統計局	生産額
2	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額,産出額
3	産業連関表	50年	行政管理庁	〃

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

一事業所当たり売上げ 6,488 (千円)

事業所数 14,818
生産額 96,139 (百万円)

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

その他の対個人サービス (8509-90)

1. 概念・定義及び範囲

他に分類されないその他の対個人サービスを提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類054「園芸サービス業」、細分類7499「他に分類されない物品賃貸業」、中分類76「家事サービス業」、小分類782「衣服裁縫修理業」、小分類783「物品預り業」、小分類789「他に分類されない個人サービス業」及び小分類877「個人教授所」の範囲とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	事業所統計調査報告	53,56年	総理府統計局	生産額
2	個人企業経済調査	54,55年	"	"
3	毎月勤労統計調査	55年	労働省	"
4	国勢調査	55年	総理府統計局	"
5	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額,産出額
6	産業連関表	50年	行政管理庁	"

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

① その他の物品賃貸業

55年
一事業所当たり売上げ 37,064 (千円)
事業所数 6,369
生産額 236,061 (百万円)

② 物品預り業

一事業所当たり売上げ 2,531 (千円)

事業所数 3,959
生産額 10,020.2 (百万円)

③ 衣服,裁縫,修理業

一事業所当たり売上げ 2,777 (千円)
事業所数 14,367
生産額 39,897.2 (百万円)

④ 他に分類されない個人サービス業

一事業所当たり売上げ 24,593 (千円)
事業所数 17,234
生産額 423,835.8 (百万円)

⑤ 個人教授所

資料2から1事業所当たり売上を求め(サービス業従業者規模1人及2人の平均値),資料1から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

一事業所当たり売上げ $3,527(千円) \times \frac{1}{4} + 3,664(千円) \times \frac{3}{4}$
事業所数 82,924
生産額 300,993.4 (百万円)

⑥ 家事サービス業

資料3の「特別調査報告」の1人当たり「きまって支給する現金給与額(月額)」と「過去1年間に特別に支払われた現金給与額」から1人当たり年間給与額を求め、資料4より求めた従業者数を乗じて生産額を推計した。

一人当たり年間給与額 $119,523円 \times 12ヶ月 + 291,828円$

従業者数 99,300人
生産額 171,402.1 (百万円)

⑦ 園芸サービス業

資料1より従業者数,50年産業連関表より貸金率(=1-中間投入比率)を求め,資料3の1人当たり「きまって支給する現金給与額」及び「特別に支払われた給与」(特掲産業サービス業)より一人当たり年間給与額を求めて生産額を推計した。

以上より,生産額は,

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} = 1,221,986 \text{ (百万円)}$$

(2) 投入額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料を参考に推計した。

(3) 産出額

「昭和50年産業連関表」・国民経済計算推計資料により大枠の配分をし、投入側の数値等により推計した。

10. 行政管理庁担当部門

梱包 (8700-00)

1. 概念・定義及び範囲

財貨の価値及び状態を保護するために紙・板・金属・容器などを用いて包装又は梱包が施される。これは、包括的に個装、内装及び外装の三つに区分することができる。

個装は、商品価値を高めるため、又は商品を保護するため、商品個々に施す包装をいい、内装は商品に対する水・湿気・衝撃などを考慮して包装貨物の内側に施す包装をいい、更に、外装は、商品を紙・板・金属などを用いて結束し、又は、それらから作られた容器に入れ、記号・荷印などを付して行う包装貨物の外部の包装をいう。

産業連関表では、個装は商品としての取扱い最小単位に施される包装であって、それぞれの商品の生産と一貫して、又は、生産と密接な関係をもって行われるとみられるので、生産のための直接の原材料に加えて包装資材の投入が行われたものとして取り扱った。商業部門の包装も同様に考えた。

一方、外装及び内装は、商品の生産活動とは別に、一般に商品の出荷・運搬を意図して行われる活動と考えられるので、個装とは別の扱いとした。すなわち、これら外装及び内装(以下、ここでは梱包と呼ぶ。)の活動をまとめて梱包部門とした。

この部門は、商品の生産部門又は流通部門が投入した梱包委託料によって把握される梱包業者による部分と、生産部門又は流通部門が自ら自家梱包のために投入した梱包資材の経費によって把握される仮設部分からなるものとした。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	梱包事業に関する調査	56年	行政管理庁	特別調査
2	事業所統計調査	53, 56年	総理府統計局	
3	昭和56年包装資材・容器・機械生産出荷統計	56年	(社)日本包装技術協会・包装技術研究所	

3. 推計方法

(1) 生産額及び投入額

営業梱包については、資料1により、主産業が梱包業、従産業が梱包業、主産業がその他の運輸業の3種類の形態別に1事業所当たりの営業収益、営業費用及び包装・梱包資材費投入額をとらえ、これに資料2から求めた事業所数を乗じて、営業梱包全体の生産額及び投入額を推計した。

自家梱包については、自家梱包の投入する包装・梱包資材費を資料3により把握し、包装・梱包資材の産出側との調整によって投入額及び生産額を推計した。

(2) 産出額

(1)で推計した生産額を昭和50年産業連関表の産出パターンにより分割し、部門変更(50~55年)により、新部門に組み替えて推計した。

各部門投入側担当者との調整を経て最終値とした。